

大動物(牛)におけるポジティブリスト制度への 対応に関する評価について

南総食肉衛生検査所

木下喜絵 宮木尚子 中野仁志
浦野圭司 嶋野正義

目的

食品衛生法の改正に伴いポジティブリスト制度が導入され、動物用医薬品についても残留基準改正があった。これにより休薬期間の延長された薬剤も多数見られたが、抗菌性物質は家畜の治療、疾病予防及び発育促進のために欠かせないものとなっており、生産段階での適正使用が求められる。また、食肉衛生検査所としても、搬入された獣畜についてのさらなる確認体制を整備する必要がある。そこで今回、管内と畜場に搬入された病畜牛を対象に抗菌性物質残留についての調査を行ったところ、ポジティブリスト制度への対応について若干の知見を得たので報告する。

方法

調査期間：平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 9 月 26 日

対象：病畜として搬入され全部廃棄となった牛 50 頭

搬入時確認：申請書に添付された診断書の確認及び搬入者等への聞き取り

解体所見：解体時検査の記録から主要臓器の病態の程度を分類

抗菌性物質検査：腎臓及び横隔膜各 100g を採取、計 100 検体について直接ディスク法による簡易検査を実施

成績

搬入時の確認において、50 頭中 12 頭で抗菌性物質が使用されていた。その内訳はアンピシリン Na 9 頭、セファゾリン 1 頭、その他「休薬期間は全て経過」と表記されたものが 2 頭であった。抗菌性物質以外では、カルシウム剤、解熱鎮痛消炎剤が使用されていた。使用された抗菌性物質は休薬期間が 3 日、またカルシウム剤は 3 日、解熱鎮痛消炎剤は 2 日であり、休薬期間が最も短い薬剤が使用されていた。

抗菌性物質が使用された 12 頭について、薬物残留への影響を考慮し、解体時の主要臓器の病態を分類したが、程度は様々であった。

休薬期間経過後すぐに搬入されたものも見られたが、抗菌性物質が使用された 12 頭は病態の程度にかかわらず 50 頭 100 検体全てで抗菌性物質検査は陰性であった。

考察

病畜牛の搬入時に、使用薬剤の休薬期間が経過していることを必ず確認しているため、今回診断書に薬剤名の記載がなかった2例については、具体的な記載をお願いした。またポジティブリスト制度施行前に比べ、同様効果のうち休薬期間が短い薬剤を使用する傾向がうかがえた。抗菌性物質検査において、治療後の搬入時期、解体時の病態に関係なく残留は示されなかった。

以上から使用薬剤の選択、休薬期間の遵守など全般的にポジティブリスト制度への積極的な対応がうかがえた。

当所としても引き続き、搬入時に使用薬剤を充分確認し、薬剤の残留基準が遵守されるよう関係諸機関との連絡を密にとり、今後も食肉の安全を確保したい。